

# 麦類供給円滑化推進事業実施要領

制定 令和3年12月21日付け3農産第2270号

農林水産省農産局長通知

## 第1 趣旨

麦類供給円滑化推進事業の実施については、麦類供給円滑化推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第2263号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 事業の対象

第4の事業の対象は、民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知）第2の2に規定する民間流通麦のうち、同要領第4及び第5の規定により取引される麦であって、次の要件を満たす麦とする。

- (1) 第4の(1)の事業については、令和3年産の麦のうち民間流通麦促進対策実施要領第4の2の(5)のイにより都道府県ごとに設定した一定の幅を超えた小麦及び六条大麦並びに播種前に締結した契約数量（当該一定の幅の設定の基準となった数量をいう。）を超えた二条大麦及びはだか麦（以下「対象麦」という。）であること。ただし、生産者又は生産者の組織する団体が保有する倉庫及び集荷業者又は集荷業者の組織する団体が保有する倉庫で保管した場合は対象外とする。なお、支援対象期間は、令和4年3月末日までとする。
- (2) 第4の(2)の事業については、実需者等（製粉企業、精麦企業等（以下「実需者」という。）及び実需者の組織する団体をいう。以下同じ。）が購入した対象麦であること。ただし、実需者等が保有する倉庫で保管した場合は対象外とする。なお、支援対象期間は、令和4年3月末日までとする。

## 第3 事業実施主体

- 1 第4の(1)の事業の事業実施主体は、生産者団体等（生産者の組織する団体及び集荷業者の組織する団体をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
  - (2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。
- 2 第4の(2)の事業の事業実施主体は、実需者等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
  - (2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

## 第4 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組  
事業実施主体は、麦の供給円滑化を図るため、対象麦の数量を上限として、保有する対象麦の在庫について、その一時保管等に要する経費を補助されるとともに、次に掲げる事業を行うものとする。なお、事業実施主体が全国団体の場合は、ウに係る経費について複数の都道府県をまとめて申請することができる。
  - ア 保有する対象麦が保管されていることの確認
  - イ 当該対象麦の入出庫の確認

- ウ 当該対象麦に係る一時保管等に要した経費の算定・申請
- (2) 実需者等による麦の供給円滑化のための取組

事業実施主体は、麦の供給円滑化を図るため、対象麦を購入（所有権移転）した数量を上限として、その一時保管に要する経費を補助されるとともに、次に掲げる事業を行うものとする。なお、事業実施主体が全国団体の場合は、ウに係る経費について複数の都道府県をまとめて申請することができる。

- ア 保有する対象麦が保管されていることの確認
- イ 当該対象麦の入出庫の確認
- ウ 当該対象麦に係る一時保管に要した経費の算定・申請

## 第5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第6 補助率

本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

## 第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和4年3月31日までとする。ただし、事業実施主体において費用負担が大きく緊急性が高いことから、令和4年1月1日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第8 事業実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、交付等要綱第5の1の規定に基づき、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）の承認を受けるものとする。

### 2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第5の2の農産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の追加、中止又は廃止
- (3) 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減

## 第9 事業の実施

第4の(1)及び第4の(2)の事業については、第8の1で承認を受けた事業実施計画に基づき、事業を実施する。

## 第10 事業実施状況の報告

実施主体は、事業終了後、別紙様式第2号による実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月30日までに農産局長に報告するものとする。

## 附 則

この要領は、令和3年12月21日から施行する。

別表 1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	保管料	本事業を実施するために必要な対象麦の一時保管に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4の(1)の事業の対象となる麦は生産者団体等が保管料を負担しているものであること。</li> <li>・第4の(2)の事業の対象となる麦は実需者等が保管料を負担しているものであること。</li> <li>・第4の(1)の事業を優先的に採択する。</li> </ul>
	運搬費	本事業を実施するために必要な産地から倉庫(生産者団体等及び実需者等が保有する倉庫を除く。以下同じ。)への運搬に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4の(1)の事業のみ対象とする。</li> </ul>
	荷役料	本事業を実施するために必要な倉庫への運搬に係る荷役経費	
	くん蒸費	本事業を実施するために必要な保管時のくん蒸に係る経費	

予算を超える申請があった場合は、申請数量に応じて案分を行うものとする。

別表 2

	補助対象経費	補助単価・補助率
1 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組	(1) 麦の倉庫での保管料 (2) 産地から倉庫への運搬費 (3) 倉庫への運搬に係る荷役料 (4) 保管時のくん蒸費	(1) : 定額 (1/2 相当) (保管料: 107 円 (1 期) / ト)、 (2) ~ (4) : 1/2 以内
2 実需者等による麦の供給円滑化のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦の倉庫での保管料</li> </ul>	定額 (1/2 相当) (保管料: 107 円 (1 期) / ト)

補助単価・補助率欄の保管料については、1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までをそれぞれ1期とする。

別記様式第 1 号

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

令和 年度麦類供給円滑化推進事業実施計画の（変更）承認申請について

令和 年度において、下記のとおり麦類供給円滑化推進事業を実施したいので、麦類供給円滑化推進事業実施要領（令和 3 年12月21日付け 3 農産第2270号農林水産省農産局長通知）第 8 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「麦類供給円滑化推進事業実施計画書」のとおり

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの事業実施計画から変更がないときは、  
「 月 日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ( )	
	円	円	円	
1 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組 ( 1 ) 麦の倉庫での保管料 ( 2 ) 産地からの倉庫への運搬費 ( 3 ) 倉庫への運搬に係る荷役料 ( 4 ) 保管時のくん蒸費				
2 実需者等による麦の供給円滑化のための				

取組 ・ 麦の倉庫での保管料				
3 合計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

注: 本事業に係る公募要領に基づき提出済みの資料から変更がないときは、「 月 日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。

別記様式第1号 別添1

麦類供給円滑化推進事業実施計画書  
(保管・販売計画、加工・販売計画)

注：対象とならない事業については、削除して作成すること。

1 1 保管・販売に関する事業実施計画概要（第4の（1）の事業）

（1）本事業の対象となる麦

1 二条大麦 ( )	2 六条大麦 ( )
3 はだか麦 ( )	4 小麦 ( )

注：本事業の対象となる種類を選び、円で囲むこと。

また、全国団体にあつては、括弧内に都道府県数を記載すること。

（2）本事業により取り組む事業内容

ア 事業内容の件数	
麦の倉庫での保管に係る事業	件
産地から倉庫への運搬に係る事業	件
倉庫への運搬に係る荷役に係る事業	件
保管時のくん蒸に係る事業	件
イ 本事業により実施する取組	
<p>全国団体にあつては、種類別（二条大麦、六条大麦、はだか麦及び小麦）に各都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。</p> <p>（例）</p> <p>&lt;二条大麦&gt;</p> <p>麦の倉庫での保管に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施業者 者</li> <li>・取扱量 ○ kg</li> <li>・保管期間 ヶ月</li> </ul> <p>産地から倉庫への運搬に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施業者 者</li> <li>・実施回数 回</li> </ul> <p>倉庫への運搬に係る荷役に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施業者 者</li> <li>・実施回数 回</li> </ul> <p>保管時のくん蒸に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施業者 者</li> <li>・実施回数 回</li> </ul>	

<p>ウ 麦の早期引取のための取組</p> <p>全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。</p> <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該事業に係る説明会の開催</li> <li>2 麦の早期引取のため、 の実需者との意見交換の実施</li> <li>3 ...</li> </ol>
<p>エ 麦の利用拡大のための取組</p> <p>全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。</p> <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 麦の利用拡大のため、 の実需者との意見交換の実施</li> <li>2 麦の利用拡大のため、 県等と連携して、新商品の開発</li> <li>3 開発した試作品をPRするためのパンフレットを作成</li> <li>4 ...</li> </ol>
<p>オ 令和4年産麦以降の安定供給体制の構築のための取組</p> <p>全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。</p> <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 余剰傾向にある 麦について安定供給体制を構築するため、 と 等に対し、説明会・意見交換を実施</li> <li>2 余剰傾向にある 麦について、×××麦に作付転換を実施</li> <li>3 余剰傾向にある 麦について、 に作付転換を実施</li> <li>4 ...</li> </ol>

注：取組内容について、具体的な数値を用いて簡単に記載すること。

1 2 事業別内訳

(1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組

ア 麦の倉庫での保管料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他( )	
	円	円	円	
計				

イ 産地から倉庫への運搬費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他( )	
	円	円	円	
計				

ウ 倉庫への運搬に係る荷役料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他( )	
	円	円	円	
計				

エ 保管時のくん蒸費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他( )	
	円	円	円	
計				

注：各事業の詳細は、別添2に記載すること。



2 1 加工・販売に関する事業実施計画概要（第4の（2）の事業）

（1）本事業の対象となる麦

1 二条大麦 ( )	2 六条大麦 ( )
3 はだか麦 ( )	4 小麦 ( )

注：本事業の対象となる種類を選び、円で囲むこと。

また、全国団体にあつては、括弧内に都道府県数を記載すること。

（2）本事業により取り組む事業内容

ア 事業内容の件数	
麦の倉庫での保管に係る事業	件
イ 本事業により実施する取組	
<p>全国団体にあつては、種類別（二条大麦、六条大麦、はだか麦及び小麦）に都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、都道府県ごとの取組をまとめた一覧表を添付すること。</p> <p>（例）</p> <p>&lt;二条大麦&gt;</p> <p>麦の倉庫での保管に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施業者 者</li> <li>・取扱量 ○ kg</li> <li>・保管期間 ヶ月</li> </ul>	
ウ 食品関連企業等と連携した加工・販売のための取組	
<p>全国団体にあつては、都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、都道府県ごとの取組をまとめた一覧表を添付すること。</p> <p>（例）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 麦の早期引取に係る食品関連企業等との意見交換の実施</li> <li>2 麦の利用拡大のための食品関連企業等との意見交換の実施</li> <li>3 麦の利用拡大のため食品関連企業等と連携した、新商品の開発を実施</li> <li>4 開発した試作品をPRするためのパンフレットを作成</li> <li>5 開発した試作品に係る商談会の開催</li> <li>6...</li> </ol>	

2 2 事業別内訳

(1) 実需者等による麦の供給円滑化のための取組

ア 麦の倉庫での保管料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他( )	
	円	円	円	
計				

注：事業の詳細は、別添2に記載すること。

## 麦類供給円滑化推進事業に係る経費算出票

### 1 保管料の補助対象数量の算出

(二条大麦及びはだか麦の場合)

単位: キログラム

産地	麦種	品種名	契約数量	集荷数量	一定の幅	契約限度数量 = *	契約超過数量 = -
県集計							(A)

(小麦及び六条大麦の場合)

単位: キログラム

産地	麦種	品種名	契約数量	集荷数量	一定の幅	契約限度数量 = *	一定の幅超過数量 = -
県集計							(B)

注1: 集荷数量については、現物取引を除く。実需者等は、契約数量の欄に播種前締結契約数量を、集荷数量の欄に播種前締結契約及び追加契約に基づき実需者等に引き渡される民間流通麦の総数量（現物取引分を除く）をそれぞれ記入すること。

注2: 二条大麦、はだか麦については、播種前締結契約数量超過数量(A)を補助対象数量とする。また、播種前締結契約数量を超過していない銘柄については記載しない。

注3: 六条大麦、小麦については、一定の幅超過数量(B)を補助対象数量とする。また、一定の幅の数量を超過していない銘柄については記載しない。

注4: 必要に応じ行等を挿入の上、生産者団体等においては、産地、麦種、品種ごとに販売先名及び販売数量を、実需者等においては、産地、麦種、品種ごとに購入元名及び購入数量をそれぞれ記入すること。

### 2 期別保管料補助額の算出

		対象数量 (キログラム)	保管料補助単価 (一律単価) (円/トン)	期別保管料補助額 = ÷ 1,000 × (円/トン)
生産年の 翌年 月	上期			
	中期			
	下期			
	月計			
月	上期			
	中期			
	下期			
	月計			
合計				

注1: 対象数量については、1の(A)と(B)を足した数量から実施要領第2の2の(1)及び(2)に規定されている対象外である麦を除いた数量を記入すること。

注2: 必要に応じ行を挿入し記入すること。

### 3 運搬経費補助額

対象数量 (キログラム)	単価 (円/トン)	補助額 = ÷ 1,000 × × 1/2 (円)
合計		

注1: 単価を証する明細書等を添付すること。

注2: 複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

### 4 荷役経費補助額

対象数量 (キログラム)	単価 (円/トン)	補助額 = ÷ 1,000 × × 1/2 (円)
合計		

注1: 単価を証する明細書等を添付すること。

注2: 複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

### 5 くん蒸経費補助額

対象数量 (キログラム)	単価 (円/トン)	補助額 = ÷ 1,000 × × 1/2 (円)
合計		

注1: 単価を証する明細書等を添付すること。

注2: 複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名

麦類供給円滑化推進事業の実施状況報告について（令和 年度）

麦類供給円滑化推進事業実施要領（令和3年12月21日付け3農産第2270号農林水産省農産局長通知）第10の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（注）関係書類として、別記様式第2号別添を添付すること。

## 麦類供給円滑化推進事業に係る経費算出票

### 1 保管料の補助対象数量の算出

(二条大麦及びはだか麦の場合)

単位: キログラム

産地	麦種	品種名	契約数量	集荷数量	一定の幅	契約限度数量 = *	契約超過数量 = -
県集計							(A)

(小麦及び六条大麦の場合)

単位: キログラム

産地	麦種	品種名	契約数量	集荷数量	一定の幅	契約限度数量 = *	一定の幅超過数量 = -
県集計							(B)

注1: 集荷数量については、現物取引分を除く。実需者等は、契約数量の欄に播種前締結契約数量を、集荷数量の欄に播種前締結契約及び追加契約に基づき実需者等に引き渡される民間流通麦の総数量（現物取引分を除く）をそれぞれ記入すること。

注2: 二条大麦、はだか麦については、播種前締結契約数量超過数量(A)を補助対象数量とする。また、播種前締結契約数量を超過していない銘柄については記載しない。

注3: 六条大麦、小麦については、一定の幅超過数量(B)を補助対象数量とする。また、一定の幅の数量を超過していない銘柄については記載しない。

注4: 必要に応じ行等を挿入の上、生産者団体等においては、産地、麦種、品種ごとに販売先名及び販売数量を、実需者等においては、産地、麦種、品種ごとに購入元名及び購入数量をそれぞれ記入すること。

注5: 契約数量、追加契約数量、集荷数量を証明できる書類の写しを添付すること。

### 2 期別保管料補助額の算出

		対象数量 (キログラム)	保管料補助単価 (一律単価) (円/トン)	期別保管料補助額 = ÷ 1,000 × (円/トン)
生産年の 翌年 月	上期			
	中期			
	下期			
	月計			
月	上期			
	中期			
	下期			
	月計			
合計				

注1: 対象数量 については、1の(A)と(B)を足した数量から実施要領第2の2の(1)及び(2)に規定されている対象外である麦を除いた数量を記入すること。

注2: 必要に応じ行を挿入し記入すること。

### 3 運搬経費補助額

対象数量 (キログラム)	単価 (円/トン)	補助額 = ÷ 1,000 × × 1/2 (円)
合計		

注1: 単価を証する明細書等を添付すること。

注2: 複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

### 4 荷役経費補助額

対象数量 (キログラム)	単価 (円/トン)	補助額 = ÷ 1,000 × × 1/2 (円)
合計		

注1: 単価を証する明細書等を添付すること。

注2: 複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

### 5 くん蒸経費補助額

対象数量 (キログラム)	単価 (円/トン)	補助額 = ÷ 1,000 × × 1/2 (円)
合計		

注1: 単価を証する明細書等を添付すること。

注2: 複数の単価がある場合は欄を増やすこと。